入　札　説　明　書

「国立文楽劇場ワイヤレスマイク設備の更新」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、政府調達に関する協定（平成 7 年条約 23 号)、物品に係る政府調達手続きについて（運用指針）（平成 6 年 3 月 28 日アクション・プログラム実行推進委員会決定）及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　調達概要

（１）件　　名　国立文楽劇場ワイヤレスマイク設備の更新

（２）納入場所　大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号（国立文楽劇場構内）

（３）概　　要　別冊図面及び別冊仕様書のとおり

（４）納入期限　平成２５年３月２９日

２．競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、平成２４年度の「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」又は「B」等級の認定を受けている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(２)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）申請書の提出期限の日から入札の時までの期間に、文部科学省関係機関において取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。

（５）本件物品を契約担当役が指定する日時、場所に納品することができることを証明した者であること。

（６）購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

３．担当部課及び担当者

〒５４２－００７３　大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立文楽劇場部舞台技術課音響映像係

担当者　　門野雅史

電話　　０６－６２１２－５６０２

４．競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記２．（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記２．（１）及び（３）から（６）までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記２．（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記２．（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

平成２４年１２月６日(木)から平成２５年１月２８日(月)までの、土曜日、日曜日、祝日及び平成２４年１２月２９日から平成２５年１月３日までを除く午前１０時から午後５時まで。

②提出先

上記３に同じ。

③提出方法

提出先に持参若しくは郵送（提出期間内必着、書留郵便に限る。）すること。

（２）申請書は、別記様式１により作成すること。

（３）資料は、別紙「提出書類について」に従い作成すること。

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

（５）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先

上記３に同じ。

⑥上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

５．質問について

（１）期　限：平成２５年１月２１日(月)　午後５時

（２）仕様に関する質問は、国立文楽劇場部舞台技術課音響映像係にて文書で受け付ける。

ＦＡＸ番号　０６－６２１２－１２０２

質問に対する回答は、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

６．入札書の提出場所及び受領期限等

（１）場　所：〒５４２－００７３　大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号

独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場部舞台技術課音響映像係

（２）期　限：平成２５年１月２８日（月）午後５時

（３）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

７．入札方法

落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、本体価格の１００分の１０５に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本体価格の１００分の１０５に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

８．入札保証金及び契約保証金　　免除

９．開札の日時及び場所

（１）日　時：平成２５年２月７日(木)　午後３時

（２）場　所：大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立文楽劇場　５階会議室

（３）開札は、競争参加者を立ち会わせて行う。ただし競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（４）競争参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

10．入札の無効

本件の競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札書及び郵便による入札書、電信による入札書は無効とする。

11．落札者の決定方法

本件物品を供給できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第５条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

12．低入札価格調査

（１）本件に関し、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施する。

（２）調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。

（３）調査中に履行不可能の申し出があった場合、指名停止措置（原則３ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがあるので注意すること。

（４）低入札価格調査を実施した場合

（ア）低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

（イ）振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

（ウ）次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者としない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

13. 競争入札の延期又は廃止

（１）競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。

（２）談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

（３）本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

14. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

15. 調達内容の検査等

（１）落札者が入札書とともに提出した書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

（２）納入検査終了後、当該物品等を使用している期間中において、落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

16. 関連情報を入手するための照会窓口

〒５４２－００７３　大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号
独立行政法人日本芸術文化振興会　国立文楽劇場部事業推進課
柳瀬嘉代子
電話番号　０６－６２１２－５２１４

17. その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。（例：東京都競争入札参加資格受付票）

（３）「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会 HP トップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（ 参照：http://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html ）

（４）その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、「文部科学省発注工事請負等契約規則別記第三号物品供給契約基準」による。

入札説明書別紙

提出書類について

１．競争参加資格の確認のための書類

（１）競争参加資格確認申請書（別記様式１）……１部

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格認定通知書、又は全省庁統一資格の写し……７部

２．物品を供給できることを証明する書類

（１）納入機器を納入できることを証明する書類（代理店証明書等）……７部

（２）納入機器一覧表（様式任意）……７部

※メーカー名、製品名、型番等を一覧にし、カタログ内のどこで確認できるかを記載

（３）納入機器のカタログ、又はカタログのない機器の平面図及び立面図（様式任意）……７部

カタログを提出する場合には、該当ページにインデックスを貼り、該当箇所にラインマーカーを引くこと。

（４）アフターサービス・メンテナンス体制表（様式任意）……７部

平日、時間外等それぞれの連絡先、対応部署等を明記すること。

（５）技術提案書（別記様式２）……７部

（６）（様式任意）

①予定機器の施行図面

②回線系統図

③電界強度及び不明波測定方法

④機器一覧以外の機器にて入札する場合の技術仕様書

⑤ワイヤレスイヤーモニターとワイヤレスマイクを同時に使用する時の周波数プラン表

上記の確認書類のほか、

・入札書

※封筒に件名及び社名を記入し、必ず封印すること。

・委任状（委任する場合のみ）※封印せずに提出すること。

を平成２５年１月２８日（月）午後５時までに持参または郵送（提出期限内必着、書留郵便に限る。）すること。

【注意事項】

＊　提出書類の取扱い等

上記１．（２）及び２．（１）～（５）の書類等に定める、提出年月日、社名、代表者名を記載し、押印した正本（ファイルの表紙に「正本」と記載すること。）と、その複写を合わせて７部作成すること。また、散逸等の防止のため、Ａ４版にまとめ、１部ずつ紙ファイル等を利用し綴じること。

別記様式１

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立文楽劇場部長　　櫻井　弘　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

平成２４年１２月６日付で公告のありました「国立文楽劇場ワイヤレスマイク設備の更新」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指名停止を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書別紙　記１．（２）に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
２．入札説明書別紙　記２．（１）に定める納入できることを証明する代理店証明書等
３．入札説明書別紙　記２．（２）に定める納入機器一覧表
４．入札説明書別紙　記２．（３）に定める納入機器のカタログ等
５．入札説明書別紙　記２．（４）に定めるアフターサービス・メンテナンス体制表
６．入札説明書別紙　記２．（５）に定める技術提案書
７．入札説明書別紙　記２．（６）に定める資料

以上

国立文楽劇場ワイヤレスマイク設備の更新
技術提案書

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	仕様書、カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
（5）概要			
1．電波法で定められているA型、AX型の特定ラジオマイクの周波数帯域及びB型ワイヤレスマイクの周波数帯域を使用して、文楽劇場及び小ホールにて、音質及び周波数特性を犠牲にすることなく、24Chを同時に使用可能とするアナログワイヤレスマイクロフォン装置であること。			
2．設置方法			
①文楽劇場　A型12ch			
音響調整室にEIA規格26U以下のラックを新設し、受信機などを設置する。アンテナ線入力、音声ライン出力は既存のパッチ盤よりコネクタ処理にて配線すること。			
アンテナ設置に関しては、電界強度及び、不明波測定を施し確実に受信できる場所を確保すること。アンテナ取り付け位置は、外観を損なうことなく他のものの障害にならないところに設置すること。			
②小ホール　B型8ch			
アンテナは電界強度及び、不明波測定を施し確実に受信できる場所に設置し、舞台上手、下手袖にコネクタ処理を施すこと。アンテナ本体は取り外しが可能であること。			
受信機は、4チャンネルごとに収納ラックに収納し可搬型とすること。			
文楽劇場のA型用アンテナでも使用可能であること。			
③イヤーモニターシステム			
専用ケースに収納し、可搬型として文楽劇場小ホールの両方で使用可能であること。			
3．機能及び性能			
①受信機（A型）			
受信機の電源部、ワイヤレスアンテナ信号入力部、ダイバシティー受信部、音声出力部を有する装置で受信方式はダイバシティー方式とする。			
受信機には、アナログ出力及びAES／EBUデジタル出力を有するものとする。			
電源電圧は100Vとする。			
受信機フロントパネルにて、受信感度、音声レベル、アンテナ使用状況、周波数、送信機の電池残量等が監視できること。			
専用のパソコンを使って、受信状態、音声出力監視と受信状態のログ記録が可能であること。			
②送信機（A型ハンド型）			

（別記様式2）

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	仕様書、カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
マイクロフォンユニット部は、着脱可能な構造とする。			
マイクロフォンカプセルはダイナミック型及びコンデンサー型を選択できること。			
アルカリ単三乾電池2本使用で連続7時間使用可能なこと。電池交換は電池パックが使用可能な構造とする。			
マイクロフォンユニットを含んだ本体（電池装備時）重量は300グラム以下であること。			
③送信機（A型2ピース型）			
接続するマイクロフォン部はコネクタ接続で交換可能な構造とする。			
アルカリ単三電池1本使用時で連続7時間使用可能なこと。			
マイクロフォン及びケーブル部分の色は黒若しくはベージュを選択できること。			
送信機の感度切替えは、60dBの幅とし、1dBステップで設定が可能であること。			
送信機本体の寸法は、高さ60ミリ以内、幅60ミリ以内、厚み20ミリ以内とし、電池装着時の重量は130グラム以下とする。			
ヘッドセット型マイクは無指向性型とし、2ピース型送信機に接続可能な構造とする。マイクロフォン及びケーブルの色は黒若しくはベージュを選択できること。			
④受信アンテナ（A型）			
受信アンテナは指向性アンテナとし、アンテナブースターにはワイヤレス帯域以外の電波を制限するフィルターを内蔵するものとする。フィルターの通過帯域は779MHz～810MHzとする。			
アンテナ伝送のインピーダンスは50Ωとする。			
⑤受信機（B型）			
受信機の電源部、ワイヤレスアンテナ信号入力部、ダイバシティー受信部、音声出力部を有する装置で受信方式はダイバシティー方式とする。			
受信機には、アンテナ信号を次の受信機に受け渡す為のアンテナ信号分配出力を有していること。			
電源電圧は100Vとする。			
受信機フロントパネルにて、受信感度、音声レベル、アンテナ使用状況、受信周波数、送信機の電池残量等が監視できること。			
パソコンを使って、受信状態、音声出力監視と受信状態のログ記録が可能であること。			
⑥送信機（B型ハンド型）			
マイクロフォンユニット部は、着脱可能な構造とする。			
マイクロフォンカプセルはダイナミック型もしくはコンデンサー型を選択できること。			
アルカリ単三乾電池2本使用で連続8時間使用可能なこと。			

（別記様式2）

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	仕様書、カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
⑦送信機（B型2ピース型）			
接続するマイクロフォン部はコネクタ接続で交換可能な構造とする。			
アルカリ単三乾電池2本使用時で連続8時間使用可能なこと。			
マイクロフォン及びケーブルの色は黒若しくはベージュを選択できること。			
⑧受信アンテナ（B型）			
受信アンテナは無指向性アンテナとし、マイクロフォンスタンド等を使って、仮設設置も同時に出来ること。			
アンテナ伝送のインピーダンスは50Ωとする。			
⑨ワイヤレスイヤーモニターシステム			
ワイヤレスイヤーモニターは、A帯、またはAX帯を利用するものとし、同時に4ch送信するものとする。また、アンテナ混合器を設置して、4chの出力を1本のアンテナで送信するものとする。アンテナは指向性アンテナを使用すること。			
専用の受信機は、受信周波数を自由に選択できること。			
受信機は、付属するイヤフォンのケーブルが2次アンテナとして機能するダイバシティー方式であること。			
ワイヤレスイヤーモニターとワイヤレスマイクを同時に送信する周波数プランを提出すること。			
4. 納入機器の技術的要件について			
納入機器は指定された機器を納入するものとする。指定以外の機器で入札に参加しようとする場合は、機器一覧表、特性表及び納入実績を国立文楽劇場に技術仕様書として提出すること。（技術審査対象）			
ラック、ケース、配管材料などは運用上問題を生じないものでよい。			
7. 提出資料			
①予定機器の施行図面。			
②回線系統図			
③電界強度及び不明波測定方法			
④機器一覧以外の機器にて入札に参加する場合の技術仕様書器			
⑤ワイヤレスイヤーモニターとワイヤレスマイクを同時に使用する時の周波数プラン表			
8. その他			
①納入予定機器は、運用時間として終日連続して使用できる精度を持ち、耐久性、信頼性及び拡張性有するワイヤレスマイク設備であること。			

（別記様式2）

仕様書の項目	仕様書の項目に対する技術提案	仕様書、カタログ等の該当箇所	審査欄（振興会使用欄）
②機器の搬入、据付、配線、接続、調整、調査、廃棄の費用は、請負者側の負担とする。			
③電源設備は国立文楽劇場舞台技術課職員（以下「監督職員」という）の指示するコンセントから引き込むこと。			
④納入予定機器の施行図面、回線系統図、電界強度及び不明波測定表、取扱説明書（日本語）を3セット提供すること。			
⑤納入予定機器に対し、最低2年間の保証期間を設けること。保証期間内において、明らかに利用者側の原因と判断される以外の故障、異常については無償にて修理及び交換を行うこと。また使用困難な状況になった場合、速やかに代替機器を用意すること。			
⑥本件調達物品の供給者は、文部科学省発注工事請負等契約規則別記第3号物品供給契約基準、本仕様書及び図面に基づき物品を納入すること。			
⑦調達に伴い発生する既存設備の不要部分については、落札者によって適正な方法により構外において処分すること。また適切に処分したことを証明する書類（廃棄証明書等）を提出すること。			
⑧関連法令に準拠し、各関係省及び関連団体への手続きを完了させること。また、掛かる費用については、請負者負担とする。（電波使用料は別途）詳細については、監督職員の指示により実施すること。			
⑨取付工事後は、後片付け清掃を必ず行うこと。発生材の処理は、請負者において構外搬出処分とする。尚、国立文楽劇場の物件等を汚損若しくは破損した時は、速やかに監督職員と協議の上、現状に復帰すること。			
⑩配管配線工事に伴う貫通工事においては、振動騒音が発生する為、関係各所との連携をとり、劇場運営等に影響を及ぼさないように調整をし、施工すること。			
⑪機器の設置及び工事には、主任技術者の資格を有する者を配置すること。			